

北海道告示第10230号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和元年11月12日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年7月12日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラッキー花川南店

石狩市花川南9条4丁目83番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 宇優

札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,600平方メートル

(変更後) 2,869平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 149台

(変更後) 129台

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 10時00分 (年間140日程度9時開店)

閉店時刻 21時00分

(変更後) 開店時刻 7時00分

閉店時刻 21時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8時30分から21時15分まで

(変更後) 6時30分から22時00分まで

(4) 変更する年月日

令和2年3月1日

2 届出年月日

令和元年6月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年7月12日（金）から同年11月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

(4) その他

縦覧については、石狩市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は石狩市へ問い合わせること。